

市民厚生常任委員会行政視察報告書

市民厚生常任委員長 小野 清一郎

【視察日程】平成30年8月7日（火）～9日（木）

【視察委員】小野清一郎委員長，石附幸子副委員長，山田洋子委員，
阿部松雄委員，水澤仁委員，志田常住委員，伊藤健太郎委員，
野本孝子委員，南まゆみ委員，佐藤豊美委員，志賀泰雄委員
中山均委員

【視察地】箕面市，加東市，明石市

【調査事項】箕面市：「オレンジゆずるタクシー」について

「子ども成長見守りシステム」について

加東市：「MY TREEペアレンツ・プログラム」について

「加東市手話言語条例」について

明石市：「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障
害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」
について

○「オレンジゆずるタクシー」について【箕面市】

1 事業の背景と経緯について

箕面市は大阪の北西部に位置し，大阪都心から約20km，車や電車で約30分にて行くことができる住宅都市である。人口は平成30年4月現在13万7,826人で，その立地のよさから既成市街地でのニュータウン開発もあり，人口伸び率が大阪府内でトップクラスとなっている。

箕面市では平成26年12月まで福祉予約バスを運行していた。これは，要介護3～5の方や，身体障害者1，2級の方，精神障害者1級の方，療育手帳Aの方を対象に，事前予約のもと，公共施設と医療機関限定の行き先で無償運行を行っていた。

一方で，台数が限られていることから来る利用登録者間による利用機会の不公平感や，利用登録者の増加見込み，行き先が限定されている事による利便性の悪さなど課題が挙げられていた。

そこで，平成27年1月から社会実験を開始し，福祉有償運送「オレンジゆずるタクシー」を開始した。

2 概要

(1) 目的について

オレンジゆずるタクシーは、前述の福祉予約バスでの課題に応えるため、

- ① 一般タクシーと同じように、乗りたいときに電話1本で車を手配できる仕組みの構築
- ② 利用者の負担額が少ない「福祉有償運送」が移動手段として成立するのかを実証
- ③ 実証運行後の事業者の努力による持続可能な運行を目指し、収支が均衡する仕組みの構築

を目的としている。

(2) 利用者と利用方法について

利用できる人は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシー等を利用することが困難な次の①～④の方で、福祉有償運送利用登録を行った会員と付添人。

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている人
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている人
- ④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する人

利用方法は、配車センターに電話し車の手配を依頼し、配車センターは利用者の希望日時に合う車両を手配する。

(3) 営業時間と利用料金

- ① 営業時間は年中無休で午前7時から午後6時まで。
- ② 利用料金は、平成27年1月から平成29年5月末までは、初乗り30分1,200円、以降15分ごとに600円であったが、平成29年6月からは、初乗り20分800円、30分まで1,200円、40分まで1,600円、以降20分ごとに800円に改定した。これは、20分以内の利用が全体の65%を占めている中、近距離の予約を取りやすくしようとの理由による。

また、利用当日のキャンセルは、キャンセル料400円が発生する。

※福祉有償運送利用券について

福祉予約バス利用登録者には、社会実験中の経過措置として福祉有償運送利用券の配付を行い、利用者負担の軽減を図った。配付対象は、福祉予約バス登録者と移動困難者で、移動困難者へは利用拡大のためのお試し券を配付している。

(4) 事業状況

事業は公募によって箕面市シルバー人材センターが運転手 32 名で行っている。車両は 12 台を購入したが、その根拠として福祉予約バスの利用者数と近畿圏の公共交通利用困難者の実態に基づいている。

利用登録会員数は平成 30 年 3 月末現在で 1,928 名、年間運行回数は平成 29 年度は 17,540 回となっている。

事業経費は運行開始前は 50,189 千円であったものが、平成 29 年度末で 39,071 千円である。

3 今後の展開と課題について

当初は社会実験として平成 27 年 1 月から平成 29 年 3 月までとしていたが、諸課題の解決ができていないため、平成 31 年 3 月まで延長となった。諸課題とは、実証実験後も収支が均衡し、事業者による持続可能な運営ができるかである。

事業開始当初は 12 台の車両で 1 日に 9 回、年間 39,420 回の運行をし、利用率 85.36% を目標として運行を開始した。しかし、利用者の 65% が 20 分以内の近距離移動であったこともあり料金を改定し、回数は年間 62,415 回を目標にし、運行回数に対して利用率 71.27%、その他会員の利用 36,598 回で収支均衡がとれる数値を目標にしている。

独立運行に向け利用回数がふえるように利用閑散時期に使えるお試し券を配付している。特に、医療機関や公共施設に向かう午前中に利用ニーズが重なるため、15 時以降の利用促進が課題となっている。

4 所見

移動困難者の生活交通確保のために行政が主体となって福祉タクシーを整備したことに地域性の違いはあるものの取り組みに敬意を表したい。箕面市にはタクシー事業者が 2 者しかなく、事業者に対する民業圧迫への議論が少ない点も背景にあるように感じた。

また、公募ではあるがシルバー人材センターが運営を行い、高齢者の生きが



いや社会参加に貢献している点でもよい取り組みとを感じる。運転資格も二種免許必須ではなく福祉タクシー講習を受講していれば採用される点も制度の利点であると感じた。

一方で独立採算までは課題が多く、利用者ニーズ

とのギャップが大きく、繁忙時間帯に対応しきれていないことによる利用者の取りこぼし、閑散期の需要の掘り起こしなど、福祉的な視点と民間的な視点のバランスの中で収支均衡を図る困難さが顕著であると感じる。

車両 12 台は国の社会資本整備総合交付金を使い購入しており、今後の維持、更新が懸念される場所であるし、補助金の財源も箕面市の一般財源から支出をしていることなど市民の理解を深め、広くその必要性を訴えることが今後の大きな課題であろう。

○「子ども成長見守りシステム」について【箕面市】

1 事業の背景と経緯について

箕面市は人口伸び率が大阪府内でトップクラスで、平成 20 年度から 9 年間で 1 万人以上増加し、平成 29 年度で 13 万 7,795 人となっている。中でも、15 歳未満の年少人口の推移では平成 20 年度と比べ、117%と増加が顕著である。

平成 20 年から「子育てしやすさ日本一」を政策の柱に据え、施設一体型小中一貫校が 2 校、小中学校全 9 学年で英語授業を毎日実施や、子育て応援幼稚園制度として私立幼稚園の授業料を公立幼稚園と同額となるように補助をするなど各種施策に取り組んでいる。

そのような中、平成 26 年 1 月に子どもの貧困対策推進法が施行され、貧困の連鎖を断ち切る取り組みが国を挙げて進められることになった。箕面市では、貧困の連鎖を断ち切るために、生活困窮世帯の子どもに対し、「最低限の手当をしてあげる」だけでは不十分で、ハンディを打ち破る強い力となるよう、むしろ普通よりも高いレベルで、子どもの自信と能力、気概を持たせて社会へ送り出すことが必要であると考え、子どもの貧困対策を進めている。

2 子ども成長見守りシステムの概要

箕面市では、家庭に貧困や生活状況などの課題がある、または可能性のあるいわば「環境因子」のある子どもを約 4,000 人と想定している。

その中で、子どもの能力や自信、気概を高いレベルまで引き上げるためには、社会に出る選択肢を持つ 18 歳まで継続して切れ目なく支援を続ける事が必要と考えている。

従って、あるべき取り組みは

①社会に出るまでずっと見続け、見届ける仕組み

生まれてから 18 年間ずっと見続け、見届ける。子どもの情報を蓄積し、情報を引き継ぎ、切れ目をつくらない

②環境因子をもつすべての子どもを見守る仕組み

環境因子のある子どもを把握し、見守りを続け、悪い兆候があれば早期

に支援を開始する。

③「高いレベル」へ押し上げる施策

高い自負心を養うことを目標に置き、その時々に応じた支援を行う。としている。

(1) データベースシステムの構築

それまでは子どもの情報も、子どもの家庭の情報も、学校内や行政のさまざまな部署に散在していた。子どもの抱える課題の根本にある貧困が見えなかったり、逆に家庭の困窮は推定できるが、そこにいる子どもの状況が見えないなど課題があった。そこで、これらを集積し、子ども個人に結びつけるとともに、その情報を過去分から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要と考え、「子ども成長見守りシステム」を構築した。

箕面市では、生活保護世帯の子ども、就学援助受給世帯の子ども、児童扶養手当受給世帯の子ども、保育所・公立幼稚園利用者のうち低所得家庭の子ども、虐待が懸念される子どもなどを見守り対象と考え、0歳～18歳人口約27,000人のうち、約4,700人が対象となっている。

(2) 専任組織

見守り対象の子どもについて、0歳から18歳まで定点観測を続け、その時々で課題の兆候が見られたら担当セクションに早期の支援策を指示している。この定点観測や支援施策を指示するセクションを専任で組織し、支援効果の分析などを行う司令塔として、子どもの成長を見守っている。

(3) 運用について

子ども成長見守りシステムでは、経済的困窮と養育力リスクについて判定を行い、次に学力及び非認知能力等の判定を掛け合わせ、総合見守り判定を行う。

学力や非認知能力等の判定では、偏差値の絶対値だけではなく、経年の変化値にも着目をして判定をする。低下の予兆をつかみ、早期の支援に結び付けるとともに、進級、進学などで担任等の支援者が変わっても、状況の変化を見逃さず、的確な対応が出来るとしている。

小・中学校等との連携の流れとしては、子ども成長見守り室がデータベースにより対象児童・生徒の状況を把握し、小・中学校へ情報提供・共有を行う。小・中学校では校内支援委員会やケース会議で重点支援の児童生徒の支援方策の検討・実施をしていく。また、スクールソーシャルワーカーによる支援のつなぎも行われ、保護者やその家庭の困りごとにも寄り添っていく。

(4) 箕面市の子どもの貧困対策のポイント

箕面市で子どもの貧困対策を進めるに当たり取り組んだポイントとして、以

下の3点を挙げる事が出来る。

① 組織体制の整備

教育と子育てに係る支援を教育委員会に一元化した。子ども未来創造局の中に、子育て担当部長が配置をされ、一般的には福祉部門所管事務である子育て支援、保育所、乳幼児健診などを担当する課などを設けている。

妊娠、出産から中学卒業後の進学支援まで、「子どもに関する事」は全て教育委員会が担うことで、関係機関との連携の幅が広がり、就学前から学校教育段階への連続性のある教育を実現することができるとしている。

② 箕面学力・体力・生活状況総合調査

平成24年度から実施をしている調査で、「箕面子どもステップアップ調査」と呼んでいる。学力調査、体力調査を小学校1年から中学校3年まで毎年1回行い、生活状況調査は毎年2回行っている。特に、生活状況調査は自己肯定感を確認する調査となっている。

③ 箕面市個人情報保護条例の改正

原則、本人の同意がある場合にのみ個人情報の目的外利用及び外部提供が可能であるが、箕面市では、心身の保護または生活の支援の目的のために必要と認めた場合に規則で定める対象者（生活困窮者、ひとり親、虐待など16項目）の個人情報の目的外利用及び外部提供を可能とする個人情報保護条例の改正を平成27年12月に行った。

3 今後の展開と課題について

子ども成長見守りシステムの根幹をなすステップアップ調査は民間の教科書会社である東京書籍のもので、現在の調査も東京書籍のものを使用し、さらに分析も東京書籍が行っている。分析における評価は数値化されており、子ども達の変化を的確につかむ事ができる。また東京書籍への委託費は年間2,000万円で、教育現場の多忙化が叫ばれている中で、これまで見ることができなかった部分をカバーしている。子ども成長見守りシステムを活用することにより、確実に見守り対象の子どもの状況をキャッチすることが可能となり、また、システムを活用することで、支援施策の効果検証も可能となった。

一方、課題としては、現時点で収集不可能な情報のうち、「就学前の非認知能力等の情報」収集のため、幼稚園、保育所へ協力を求めていく事と、「高等学校の学力、非認知能力等の情報」収集のため、高等学校へ協力を求めていくことである。特に、高校中退者へは、箕面市外の高校進学者がいる中で、関係部署と連携をしながら力の入れ方が課題となっている。

4 所見

一般的な自治体では、例えば保健師は未就学児やその保護者の情報を持っているが所管は福祉部局、学校は教育委員会と組織は異なり、連携に課題がある。

しかし、箕面市では、これら子どもに関することは全て教育委員会に一元化をしており、その司令塔として子ども成長見守り室を設置して連携強化、早期支援につなげていることに大変に感銘を受けた。

そして子ども成長見守りシステムによって、子どもの情報を集めて管理するだけではなく、分析に基づいた施策の実施そして効果検証によって、結果的に効果的な資金活用につながっていると感じる。特に、子どもの貧困という息の



長い取り組みをするに当たっては、データなどの根拠を示して市民に理解を求めていく事が重要となってくる。子ども成長見守りシステムは大変に画期的であり、今後運用実績が上がるにつれてその効果も上がり、子どもの貧困対策が大きく進む可能性を感じた。

○「MY TREEペアレンツ・プログラム」について【加東市】

1 概要

虐待する親の回復プログラムとして 2001 年に森田ゆり氏によって開発され、実践を開始してから 17 年になる。これまでに、大阪府、堺市、富田林市、京都市、加東市、埼玉県、東京都、横浜市、日光市など、各地の児童相談所などで実施され、1,048 名の修了者を出し、大きな成果をあげている。

(1) プログラムの目的

自分や子どもを傷つけている親自身がセルフケア(自分自身がストレスの存在に気づき、それに対処するための知識と方法を身につけ、実践すること)と問題解決力をつけることで、子どもへの不適切な関わりを終止することを目的とする。

(2) 対象者

深刻な子どもの虐待(身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト)に至る親

(3) 構成

毎週1回、全13回の構成で、グループの人数は10人前後の固定されたメンバーに2～3人のファシリテーターが入る。

(4) 内容

1回2時間で「学びのワーク」、「自分をトーク」で構成され、「学びのワーク」は体を動かし呼吸法を学んだり、絵を描いたり、いろいろな参加型の学びのカリキュラムがあり、「自分をトーク」は参加者が安心な場で自分の気持ちを正直に語る。これらを受けることで「気づき」と「学び」がもたらされる。プログラムは無料で提供され、保育も必ず無料提供する。加えて、プログラム参加中は無料で引き受けてくれる個人カウンセリング紹介先を確保しておく。

(5) ファシリテーターについて

ファシリテーターは「学びのワーク」の参加型学習のさまざまな方法に熟練している。「自分をトーク」のファシリテーション・スキルと同時に、参加者の語りに適切なコメントを短く返す、または返さないというハイレベルの力量が必要とされる。多くの時間をかけて養成専門研修を受けたものが担当する。

2 加東市の取り組みの現状及びその効果

(1) 導入の経緯

加東市では増加する児童虐待相談件数を受け、平成25年度から親のセルフケアと問題解決力を回復するMY TREEペアレンツ・プログラムの導入を決定し、毎年1回講座を開催している。

(2) 受講者の募集方法

市の広報紙やホームページ、児童生徒を通じて全保護者にチラシを配布している。一般公募の他、行政、民間団体、教育機関などと協力し該当する親の参加を働きかけている。

(3) 事業費

年間約60万円、その他年度によっては養成講座研修費用等が追加されている。

(4) 効果検証

効果検証の方法は参加者へのアンケートと、終了後3カ月後の同窓会を実施し、修了時との変化についても職員は把握している。

参加者は平成25年度から平成29年度の5年間で46人が修了し、多くの修了者に虐待行動の意識の改善がみられた。

(5) 今後の課題

周辺自治体や関係機関へのプログラムの有用性の浸透, 同じ虐待レベルの受講者の確保, スタッフの育成

3 所見

児童虐待が大きな社会問題になっており, 国会でも新潟市議会でも大きなテーマになっている。児童虐待相談件数などの増加を受け, 相談の増加に対応するため, 児童福祉司の増員, 弁護士の配置など, 本市でも児童相談所の体制強化に向けて取り組んでいる。

児童相談所は被虐待児を保護する役割と同時に, 虐待する親への指導と, 相反する2つの役割を担っているため, その関わりにおいて質の高い専門性と経験, 他関係機関との連携が必要となる。

現在, 新潟市児童相談所では, 親への指導として「コモンセンス・ペアレンティング」「サインズ・オブ・セーフティ」などの取り組みがされているが, 「問題のあるダメな親を指導する」だけでは, 親の行動は変わらないため, 「問題のある親をどのように支援していくか」「問題をどのように取り除いていくのか」という視点を持った親の回復支援プログラムが必要となっている。

将来的には加東市の実践効果に学び「MY TREEペアレンツ・プログラム」の導入を図ることが有益と考える。

また, このプログラムを広く実施していくためには児童虐待防止法の改正も必要となる。家庭裁判所が直接親にプログラム受講を命令する仕組みが不可欠であり, 本市からもその声をあげていく必要があると考える。

○「加東市手話言語条例」について【加東市】

1 条例の概要について

加東市は, 手話を言語として位置づけ, 耳の不自由な人も暮らしやすい環境を整えることを目的とした「加東市手話言語条例」案を2014年11月27日の市議会定例会に提出し, 全会一致で可決された。全国で7番目の制定となる。

条例は全10条からなり, 基本理念で「手話は独自の言語体系を有する文化的所産」と明記。市の責務を「手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備」とするとともに, 市民に対し「手話の意義及び基本理念を理解するよう努める」ことを求めている。聴覚障害者や支援者らが参加する手話施策推進会議を設け, 施策の推進方針づくりや実施状況の点検などをすることも定めた。

手話言語条例の施行とともに, 子ども手話教室, 教職員研修の一環としての手話講座, 緊急時にも手話対応ができるよう消防署員に向けた手話講座, 事業所向けの手話講座などさまざまな手話教室・講座を開催しているほか, 広報紙

へのPR記事の掲載等で、手話の普及を促進している。

2 条例制定までの経緯について

2014年6月：第34回「兵庫県ろうあ青年研究討論集会」が加東市で開催された際、市長が手話で挨拶をし参加者から絶賛され、市長に対し兵庫県聴覚障害者協会から加東市での手話言語条例制定を要望される。

8月：加東市議会へ兵庫県聴覚障害者協会、加東聴覚障害者協会から「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願」が提出される。

9月：定例会において請願採択。「手話言語法制定を求める意見書」の提出が全会一致で決定。

10月：加東聴覚障害者協会が市長と懇談し、加東市での手話言語条例制定を要望。

11月：加東市議会定例会にて、加東市手話言語条例可決。

3 現状の取り組みについて

(1) 会社、消防署向け手話カード・講座

手話カードを作成し、市内の企業、病院、消防署に配布している。内容は最低限必要な言葉を手話で伝える写真を示している。それを使って手話を学ぶことも、コミュニケーションもできるようになっている。

(2) 新成人向け手話啓発冊子

成人式に「手話は言語 Let's コミュニケーション～20歳のみなさんへ～」を配布し、手話への理解を深めてもらっている。

(3) 職員が学ぶ手話研修

年度初めの新任職員研修、職員手話研修4回講座×3クール、手話検定試験対策講座等を実施。また、社会福祉課では毎朝朝礼時に手話学習を実施している。

職員向け手話テキストを作成、配布し、聞こえない人と出会ったときに、その方々への理解と簡単なコミュニケーションが取れるような内容になっている。

(4) 子ども手話教室

遊びを通して楽しく手話を学ぶ教室として夏休み手話教室を開催。また、学校での手話の普及として市内各校・園の福祉学習に聴覚障害者・手話通訳者を講師として派遣している。

小・中学生向けに手話啓発冊子を作成し、市内全小学生に配布し手話への理解と普及を図っている。

4 今後の課題

条例施行4年目になり、市民の手話への認識が広まり、講座受講の希望者もふえつつあるが、この流れを切らさず、講座受講者のレベルアップをどうつないでいくかが課題となっている。また、市内小・中学校での手話学習の取り組みは福祉学習の一部にとどまっており、学校教育での理解促進の取り組み強化が必要とのことであった。

5 所見

本市では2年前から新潟市ろうあ協会の皆さんから要望を受け、手話言語条例の制定に向けて取り組んできた。ろうあ協会との意見交換を重ね、この度は先進地である明石市、そして加東市の視察となった。加東市は人口約4万人ということで、スピード感を持って条例制定に至り、その施策は市民一人ひとりに直接的に行き届いている印象を持った。

特に、加東市マスコットキャラクターを使った冊子「伝の助手話ワンポイントレッスン」、市民各種講座のための「加東市オリジナルテキスト」、消防署や病院、企業向け「手話カード」、小・中学生向け手話啓発冊子「しゅわではなそう」、新成人向け手話冊子「手話は言語 Let's コミュニケーション～20歳のみなさんへ～」などの啓発冊子はどれも、条例の主旨が息づき、手に取りやすく、興味をそそる内容になって作成されている。

また、新任職員研修、職員手話研修、手話検定試験対策講座等、職員が手話を学ぶ機会を積極的に取り入れ、市主催のイベントやケーブルテレビの番組に手話通訳をつけたり、手話通訳者等の処遇改善を図ったり等、市全体で手話への認識が広まっていると感じる。



今後、本市の「手話言語条例」制定に当たって、加東市の啓発冊子や職員向けの研修、消防署や企業向けの手話カードなど大変参考となるものであった。

○「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」について【明石市】

1 条例の概要について

【基本理念（第2条）】

- ①障害のある人とない人とが相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重する。
- ②利用者の障害特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利を最大限保障する。
- ③手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解しつつ、手話を普及する。

【市の責務（第4条）】

- ・事業者等が合理的配慮できるよう支援
- ・市民に対する普及・啓発
- ・環境整備
- ・調査・研究への協力

【市民の役割（第5条）】

基本的理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及、利用促進に係る市の施策に協力する。

【事業者の役割（第6条）】

基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、合理的配慮の提供に努める。

○目的…ろうあ協会等が求める手話を言語と認め、手話と手話への理解を広める目的と、手話以外の要約筆記、点字、音訳及び多様な障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する目的とを章で分け、総合的な条例としている。

目的①「手話は言語である（第2章）」

手話言語の確立（第2章）

- ・手話を学ぶ機会の提供
- ・手話を用いた情報発信等
- ・手話通訳者の確保及び養成

目的②「多様なコミュニケーション手段の促進（第3章及び第4章）」

要約筆記・点字・音訳の促進（第3章）

- ・要約筆記等を利用するための環境整備
- ・要約筆記者の確保及び養成

多様な障害者のコミュニケーション手段の利用促進（第4章）

- ・盲ろう者用コミュニケーション支援従事者の確保養成
- ・知的、発達障害者用コミュニケーション手段の支援
- ・代用音声、重度障害者用意思伝達装置への支援

【明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会】

障害者、コミュニケーション支援従事者、公募市民等からなる協議会を新設。
(第17条)

市長は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を策定する際には、協議会の意見を聞き、尊重する。(第7条第2項)

2 条例制定までの経緯について

(1) 手話言語条例のみでなく、コミュニケーション手段の利用を促進する条例とした経緯について

市長が「誰もが暮らしやすいまちの実現に向けた5つのSTEP」として、あらかじめ、下記のような手順を示し、条例策定と施策の実行を進めてきた。

STEP 1 : 手話言語の確立

STEP 2 : 多様なコミュニケーションの促進

STEP 3 : 障害者差別解消条例の制定

STEP 4 : 合理的配慮への公的助成

STEP 5 : 誰もが暮らしやすいまちへ

(2) その他

平成26年9月から、障害者(ろう者・難聴者・視覚障害者)、コミュニケーション支援従事者や学識経験者からなる検討委員会を設置し、11月までに4回会議を開催。委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒアリングを実施するなど、当事者の声を聞き取った上で、条例案をまとめた。

3 明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例との位置付け、考え方について

上記2(1)で示した市長のビジョンに基づく。

4 現状の取り組み及び今後の課題について

(1) タブレット端末の窓口での利用

市役所と市民センターをタブレット端末のテレビ電話でつないで、手話通訳者がいないところでも通訳サービスが利用できるようにした。

7人の手話通訳者(職員)が対応し、年間30件程度利用されている。

(2) 全市立小学校での手話教室

平成27年度から29年度の3年間で、市内全市立小学校(28校)で、4年生を対象に手話体験教室を実施。地元の手話サークルに協力してもらい、手話通訳者とろう者が講師役となって、手話表現だけでなく、ろう者のことを理解してもらえるよう内容を工夫して行った。

(3) その他

- ・手話検定等を活用した職員研修の実施

入門的な内容の研修を幅広く実施し、さらに希望する職員には手話検定の受験料やテキスト代等を助成（昨年度までに103名が検定を受験）

- ・本条例及び障害者配慮条例の取り組みを充実させるために手話通訳士等の資格を有する任期付職員を採用

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の実施要綱の改正

国が示しているモデル要綱を参考に、より幅広い情報保障やコミュニケーション支援を実施できる内容に要綱を改正

- ・知的障害、発達障害のある人を含めて、多くの市民が利用できる条例等に関する「わかりやすい版」パンフレットを作成

- ・聴覚に障害のある人（ろう者）が市議会議員に就任したことによる市議会の環境整備

- ・障害のある人へのコミュニケーション支援について討論するイベントの開催

- ・視覚・聴覚に障害のある人たちと避難訓練を実施

5 その他

(1) 合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度の実施状況について

民間事業者や自治会等が障害のある人への配慮を提供するための環境整備に係る費用を助成するだけでなく、制度利用を通じて事業者等の障害理解の促進を目指す制度として実施。

①助成対象

- ・商業者など民間の事業者
- ・自治会など地域の団体
- ・その他市長が認める団体

②対象経費

- ・コミュニケーションツール作成費（上限額：5万円）

点字メニューやコミュニケーションボードの作成費、チラシの音訳経費など

- ・物品購入費（上限額：10万円）

筆談ボード、折りたたみ式スロープなどの購入費

- ・工事施工費（上限額：20万円）

簡易スロープの設置や手すり取り付けなどの工事施工費

③申請件数及び助成金額

平成28年度に150件の申請があり、2,809,119円を助成。一番多かったのは筆談ボード購入の助成で112件の申請。

6 主な質疑応答

Q 1 手話言語以外の情報コミュニケーションに関する条例を制定せずに手話言語条例だけを制定することについてどう考えるか。

A 1 明石市では、あらかじめ描いたビジョンにそって手話言語とその他のコミュニケーション保障に関する条例を、章を分ける形で同時に制定した。手話を言語と認めることはろう者の祈願であり、手話言語条例を制定した上で、その他のコミュニケーションについては、障害者差別禁止条例（本市の障がいのある人もない人も共にいきるまちづくり条例）をもって取り組んでも差し支えないと考える。

Q 2 日本手話と日本語対応手話の違いについてどのように考え、条例を制定しているか。

A 2 確かに日本手話と日本語対応手話は違うものであるが、まずは手話に光を当てるのが優先だと考えた。

Q 3 明石市の取り組みはダイナミックで、かつスピード感がある。どのような工夫があるのか。

A 3 例えば、視覚障がい者が駅のホームから落下した事件があった直後には、市長、議長、障がい者団体だけでなく、地元の商工会など、オール明石でJRなどに要望に行った。明石市のB級グルメのイベントでも、障がい者が支援を受ける側でなく、支援側に回る仕組みを取り入れて、大変好評だった。当事者だけでなく、市民全体で取り組んでいることが功を奏していると考えます。

Q 4 公的な手続きやイベント時以外にも手話通訳士の派遣が可能なのか。

A 4 結婚式など、人生において大切な場面に手話通訳士が必要であれば派遣する。明石市内であれば明石市の職員が出向くが、市外である場合には、当地の手話通訳士に依頼して、費用を明石市が負担している。

Q 5 手話の普及について、どのような取り組みをしているのか。

A 5 障害者配慮条例にも基づき、合理的配慮の提供を支援する助成制度や研修会の開催。また、タクシー業界と協定を結んで、視覚障がい者との関わり方について知っていただいた。

7 所見

(1) 障がい者への理解や配慮のためには、障がい者と知り合い、コミュニケーションを取ることが近道であり、そのためには、明石市が取り組んでいるよ

うに、筆談ボードや点字メニューがまちの中に当たり前のよう存在していることは大変有意義であると感じた。

特に、コミュニケーション促進の取り組みが、庁舎内などの公的な場面だけ



でなく、民間事業者への公的助成として広く及んでいることがスピード感を上げることにつながっていると考える。

(2)ろう者が長年手話の使用を制限され、手話を言語として認めて欲しいという要望からスタートする手話言語条例と、その他のコミュニケーションツールを広めるための条例とは動機に違いがあり、慎重な検討が必要であると考えます。その上で、本市が先んじて制定した、新潟市障がいのある人もない人も共にいきるまちづくり条例との整合を確認して、あらゆる障がいのある人に優しいまちづくりを目指したい。

